

整備基準（案） 道路

1 基本的な考え方

平成 12 年以降施行された法律や各種基準等との整合性を図る。

2 具体的な改正の方向

- JIS 化された視覚障害者誘導用ブロックの仕様について、「整備基準の解説」に記載する。
 - ・ 平成 13 年、視覚障害者誘導用ブロックの突起の形状、寸法およびその配列について JIS 規格が設けられたため、その仕様を「整備基準の解説」に記載する。
- 様々な道路利用者の意見を踏まえた上で定めた歩車道境界縁端構造の採用を「整備基準の解説」に記載する。
 - ・ 歩車道境界部の段差は 2cm を標準とするが、整備基準の解説において、区市町村が様々な道路利用者の意見を踏まえた上で定めた縁端構造については、これを採用することができるとする。
- 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を基本とすることを整備基準に記載する。
 - ・ 歩車道を分離する方法として、マウントアップ形式、セミフラット形式、フラット形式があるが、マウントアップ形式に比べ歩道と車道面の高さが小さく勾配改善を図りやすい歩行性に優れたセミフラット形式を原則とする。
- 視覚障害者誘導用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置について、誘導基準に記載する。
 - ・ 平成 19 年 5 月、警察庁で道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性の向上を図るために横断歩道上に設置される視覚障害者誘導用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置について指針が定められた。これを誘導基準に記載する。
- 歩車道の分離、歩道の有効幅員に関して例外規定を「整備が困難な場合の施行例」に記載する。
 - ・ 平成 20 年 2 月、バリアフリー新法に関するガイドラインが発行され、歩道の有効幅員を 2 m 確保することを基本としているが、バリアフリー歩行空間のネットワーク化を推進するため、幅員 2 m を確保できない場合は、1.5m や歩車共存道路を認めるという経過措置が示されているため、施設整備マニュアルに反映する。

整備基準(案) 道路

整備項目	整備基準
1 歩車道の分離	(1) 歩道と車道とは、原則として分離し、歩行者の安全を確保すること。 (2) 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を原則とする。
2 歩道の有効幅員	歩道の有効幅員は、原則として2m以上とし、歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保すること。
3 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。
4 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性を配慮した構造とすること。
5 ベンチ等	高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流ができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。
6 歩道と車道との段差 (一般的事項)	(1) 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、2cmを標準とすること。 (2) すりつけこう配は、5%（1/20）以下（ただし沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8%（約1/12）以下）とし、こう配の方向は歩行者の通行動線の方向と一致させること。
7 歩道と車道との段差 (交差点における切下げ)	交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水などを考慮の上、高齢者、障害者等が円滑に通行できるような構造とすること。
8 歩道と車道との段差 (細街路と交差する場合)	交通量の少ない細街路などと交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平たんとなるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合、細街路の路面と歩道面とに段差を設けること。
9 車両乗り入れ部	(1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道面が連続して平たんとなるような構造とすること。 (2) 車乗り入れ部のすりつけこう配は、15%（約1/7）以下（特殊縁石を用いる場合は、10%（1/10）以下）とすること。 (3) 車乗り入れ部の縁石の段差は、5cmを標準とすること。
10 歩道舗装	歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮し、舗装材料を選択すること。
11 案内・標示	(1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等の案内標識を整備すること。 (2) 標示は、大きめで、分かりやすい文字、記号等で表記すること。
12 視覚障害者誘導用 ブロック	(1) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できなくなるなど、やむをえず他の色を使用する場合、輝度比が確保できる適切な色を選択すること。
13 駐車場 (道路附属物としての駐車場)	駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な配慮をするとともに、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。